意　匠　法　の　改　正

2020/06/01
斎藤国際特許事務所

Ⅰ．意匠法の改正概要

意匠登録の対象となる「意匠」は、「物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」であり、技術的思想の創作である「発明」や「考案」を保護する特許や実用新案登録とは異なります。

意匠登録はこれまで、形状を少し変えれば侵害にならないと誤解されていて、あまり利用されていませんでしたが、令和元年５月の意匠法改正（令和２年４月施行）において、意匠登録の保護対象が拡げられ、また、意匠権の強化が図られました。主な改正点は以下のとおりです。

- 保護対象の拡張（建築物、店舗等の内装、画像）
- 意匠権強化のための関連意匠制度の改正
- 意匠権存続期間の延長

（意匠審査基準より）

Ⅱ．意匠登録の保護対象の拡張

建築物

（１）背景

不動産である「建築物」については、意匠法による保護を受けることができませんでしたが、今回の法改正により、新たに「建築物」が意匠法の保護対象に含まれることになりました。

これは、昨今、モノのデザインのみならず、空間のデザインを重視する観点から、企業が店舗の外観に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例が増えてきていることによるもので、そのきっかけとなったのは、コメダ珈琲店事件です。

この事件は、被告の店舗の外観がコメダ珈琲店の店舗の外観に類似するとして、不正競争防止法に基づいて提訴した事件で、コメダ珈琲店の差止請求が認められています。なお、その後コメダ珈琲店は、下記立体商標の登録を取得しています（商標登録第５８５１６３２号）。

【コメダの立体商標】

（２）意匠法上の建築物の意匠を構成するための要件

建築物の意匠として出願されたものが、意匠法上の建築物の意匠を構成するためには、以下のＡ及びＢの要件を満たすものでなければなりません。

Ａ　土地の定着物であること

＜土地の定着物とされないものの例＞

・土地に定着させることができるが、動産として取り引きされるもの

例：×庭園灯

・一時的に設営される仮設のもの

例：×仮設テント

・不動産等の登記の対象となるが、動産として取り引きされるもの

例：×船舶、航空機、キャンピングカー

Ｂ　人工構造物であること（土木構造物を含む）

＜人工構造物とされないものの例＞

・人工的なものでないもの

例：×自然の山、自然の岩、自然の樹木、自然の河川、自然の滝、自然の砂浜

・人の手が加えられているものの、自然物や地形等を意匠の主たる要素としているもの

例１：自然の地形を利用した以下のもの

×スキーゲレンデ、ゴルフコース

例２：×自然物を主たる要素とする庭園

・土地そのもの又は土地を造成したにすぎないもの

Ｃ　建築物と判断されるものの例（意匠審査基準より）

（3)一の建築物

１）図示された構成物のすべてが、社会通念上一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の建築物であると判断されます。

例：○中央で分離した可動橋

２）一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合は、一の建築物であると判断されます。

① 近接して建設することを考慮して形態上の関連性を持たせるなど、一体的に創作がなされている場合

② 社会通念上一体的に実施がなされるものである場合

例：○学校の校舎と体育館、複数の棟からなる商業用建築物

３）一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には、二以上の建築物と判断され、１出願に含めることはできません。

例：×住宅と電波塔、橋梁と灯台

（４）建築物の一部を構成するもの

社会通念上、建築物の内部又は外部に継続的に固定して使用し、任意に動かさないものについては、建築物の一部を構成するものとして取り扱われます。

＜建築物の一部を構成するものとして取り扱われるものの例＞

① 建築物の構造体の仕上げ材等

例：○瓦、壁紙、タイル、フローリング、床に張り込んで用いるカーペット、畳など

② 建具、固定された什器等

例：〇扉、窓、作り付けの間仕切り壁、天井つり下げ等、天井埋め込み灯、ブラインド、映画館の座席

③ 屋外の固定された付随物

例：〇ウッドデッキ、門柱、敷設ブロック

＜建築物の一部を構成しないものとして取り扱われるものの例＞

例：×住宅のテーブル、オフィスの椅子、ホテルのベッド、洗濯機、冷蔵庫、ラグ、置き畳、植木鉢、ゴミ箱

(5)その他の例

＜建築物の意匠を構成しないものとして取り扱われるものの例＞

例：×犬、猫、自然の岩、石、樹木、草

＜建築物の意匠を構成するものとして取り扱われるものの例＞

例：〇建築物の外壁に固定した画像表示器の表示部に表示された時刻表示用画像

店舗等の内装

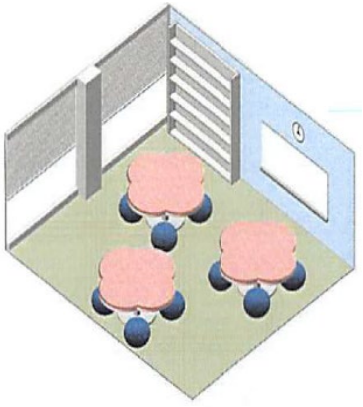

（意匠審査基準より）

（1）背景

店舗等の内装には、通常、複数の物品（例えば、テーブル、椅子、什器等）が含まれるため、意匠制度の「一意匠一出願」（7条）の原則になじまず、これまで「内装デザイン」としては意匠登録を受けることができませんでした。 これを可能にするために、8条の2が新設され、内装デザインについては、一定要件の下で、「一意匠一出願」の例外的な取り扱いが認められることになりました。

（２）登録要件

内装意匠の登録要件をより明確にするため、審査基準において、以下のような判断基準が示されています。

ⅰ）店舗、事務所その他の施設の内部であること

「内装」という言葉からは、不動産の内装をイメージしがちですが、実際の保護範囲はさらに広く、キャンピングカーや客船、鉄道車両、旅客機、そして、乗用自動車等の動産の内装も登録対象となり得ます。

ⅱ）複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

出願対象の中に、必ず、複数の物品等が含まれていることが必要となります。例えば、室内にテーブルや椅子等が配置されたものがこれに該当します。

ⅲ）内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

「構成物に共通の形態処理が加えられているもの」や、「概念的な共通性（松竹梅を模している等）があるもの」などが要件を満たすとされています。

＜内装の意匠を構成するものとして認められるものの例＞

・机、椅子、ベッドなどの家具類、陳列棚などの什器類（意匠法の物品と認められる販売商品等が含まれていても可）

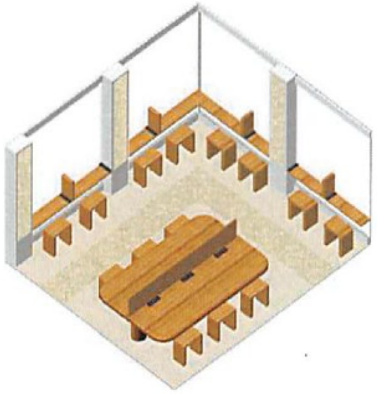

・照明器具など

照明器具が点灯するなどして内装自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該色彩や模様についても、意匠の構成要素として扱われます。

・内装の意匠を構成する建築物に備えられたモニターに表示される画像や、同様に備え付けられたプロジェクターから当該建物の壁面に投影される画像等

＜内装の意匠を構成するものとして認められないものの例＞

・意匠法上の意匠に該当しないもの

×人間、犬、猫、鑑賞魚などの動物

×植物（ただし、造花は意匠法上の物品の意匠に該当する）

×蒸気、煙、砂塵、火炎、水（ただし保形性のある容器に入ったものは除く）などの不定形のもの

×視覚以外で内装空間を演出する香りや音など

×自然の地形そのもの

・通常の使用状態において内部が肉眼で視認できないもの

×ガスタンクの内部、天井裏、壁裏、床下空間、パイプスペースなど

画　像

（意匠審査基準より）

「画像」を保護することで、知財を活用したICTビジネスの活性化が期待されます。IoTやAIといった新しいデジタル技術を活用したビジネスでは、物としての製品よりも、ソフトウェアやスマホアプリなどを主体とするサービスが増えてきています。そうしたサービスにおいては、ユーザーと機器との接点となる画像デザインが重要となってきます。

しかし、画像デザインをいくら使いやすく独創性の高いものにしても、従来の意匠制度では、「物品の形状等」ではないという理由で権利として保護されません。そうすると、簡単に真似され、模倣品があふれてしまい、投資を回収できないリスクが高まります。そうなると、画像デザインを創作するインセンティブが無くなり、ソフトウェアやアプリを用いた画期的なサービスが生まれません。

今回「画像」の保護が可能になったことで、そのようなビジネスであっても投資したコストを回収でき、それを基に新たな意匠創作や商品開発へつなげていく。そんなデザインを活用したビジネスの好循環を期待できます。

Ⅲ．関連意匠制度

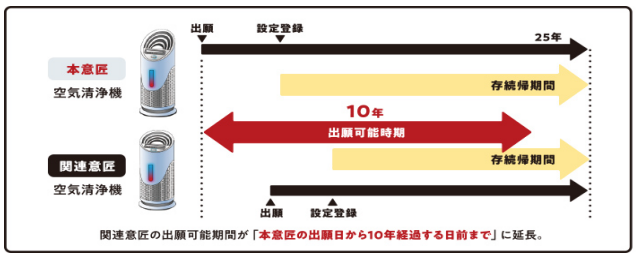

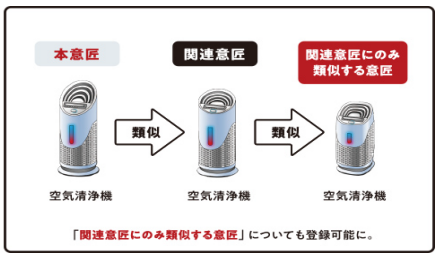

（意匠審査基準より）

（１）背景

意匠権を取得するには原則「早いもの勝ち」で、似たようなデザインを後から出願しても権利化はできません。ただ、同じ出願人であれば、自分の登録意匠に似ているデザインの後出し出願を認めていました。これを関連意匠制度といいます。

しかしながら、現行法において後出しが認められる期間は、最初のデザイン（本意匠）の出願から約８ヶ月以内です。同一コンセプトの商品を長期展開したいと考えたとき、業界によっては、その後出しが認められる期間が１年もないのは短いと考えられます。それに、同一コンセプトでデザインしても、長く続けていれば、一つ前の代のデザインには似ているけれど、その前の代のデザインとは似ていないものになっていくことは実際の製品開発ではよくありますが、現行法においては、本意匠に似ているものしか登録が認められていません。

（２）改正の内容

これでは企業の長期的なブランド構築に貢献できないと考えられ、関連意匠を後出し出願できる期間が、本意匠の出願から 10 年間へ大幅に延長され、また、本意匠に似ている意匠だけでなく、本意匠に似ていないが関連意匠には似ている意匠も、登録が可能となりました。

Ⅳ．意匠権の存続期間

従来意匠権の存続期間は、意匠権の設定登録日から２０年でありましたが、今回の法改正で、出願日から２５年となりました。

即ち、令和２年（2020 年）３月 31 日以前にした出願については、従前どおり登録日から２０年ですが、令和２年（2020 年）４月１日以降にした出願については、出願日から２５年となります。